

国際日本文化研究センターにおける研究データ等の管理に関する申合せ

令和2(2020)年3月27日

所 長 裁 定

(目的)

第1条 この申合せは、大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下「規程」という。）第42条に基づき、規程第2条第2項に定める研究者等の内、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）に所属する者（以下「研究者等」という。）が研究データ等の管理を行うにあたり必要な事項を定めるものである。

(研究データ等)

第2条 研究データ等とは、論文や学会発表などにより公表された日文研の研究成果の根拠となった資料等（文書、画像、数値データなど）および手段等（分析機器、コンピュータプログラムなど）のうち、以下の条件を満たすものをいう。

(1) 未公開であり、かつ、一般に入手が困難である

(2) 研究者等自身の管理下にある

2 研究者等は、研究データ等を、後日の利用や検証等に備えて適切に保管しなければならない。

(研究記録等)

第3条 研究記録等とは、調査研究の手順や方法、データ取得の条件や資料の所在等を記録したものをいう（調査研究ノートなど）。

2 研究者等は、研究記録等を後日の利用や検証等に備えて適切に作成・保管しなければならない。研究記録等の作成にあたっては、事後の改変を許さないよう留意するものとする。

(保存期間)

第4条 研究データ等および研究記録等の保存期間は以下とおりとする。

(1) 紙または電子媒体に記録された資料等（文書、画像、数値データなど）および手段等（コンピュータプログラムなど）、ならびに、研究記録等 10年間。

(2) 前号以外の資料等（分析試料、標本など）および手段等（分析機器など）5年間。

2 保存期間の起算日は、当該研究データ等または研究記録等が関連する研究成果が最初に公表された日とする。

3 研究データ等または研究記録等が以下のいずれかの条件を満たした場合は、その時点

をもって、当該研究データ等または研究記録等の保存期間は満了したものとみなす。

- (1) 研究データ等または研究記録等（同等の複製を含む）が検証可能な条件の下で一般に公開された場合
- (2) 研究者等が死亡した場合

（開示）

第5条 研究者等は、第4条に規定される保存期間中であっては、センターからの求めに応じて研究データ等または研究記録等を開示しなければならない。研究者等がセンターから退職または異動した後においても同様とする。

- 2 前項の研究データ等または研究記録等に未公表の事項が含まれる場合、センターは、研究者等の研究活動に支障をきたさないよう、その取扱に配慮しなければならない。

（対象除外）

第6条 以下の各号のいずれかに該当する研究データ等は、第2条第2項、および、第4条ないし第5条の対象から除外する。研究者等は、本条を適用した研究データ等について、その旨を理由とともに研究記録等に記載するものとする。

- (1) 法令により保存期間や保存方法が規定されているもの
- (2) 保存・保管が困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）、保存に多大な費用を要するもの（生物系試料など）、および、他への資料等に悪影響を及ぼすおそれのあるもの（カビや害虫の付着した資料など）
- (3) 研究データ等の管理について、センター外との契約（共同研究、または、当該データ等の授受もしくは貸与など）にこの申合わせと相反する定めがあるもの
- (4) 個人情報保護等の観点から管理に配慮を要するもの

（その他）

第7条 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は所長が定める。

附 則

この申合せは、令和2(2020)年3月27日から施行する。